

令和2年2月26日

人吉市立第二中学校保護者 様

人吉市教育長 末次 美代
人吉市立第二中学校長 白濱 雄志

新型コロナウイルス感染症に対する対応等について（通知）

このことについて、第1回人吉市新型コロナウイルス感染症対策本部が開催されたところですが、人吉市教育委員会及び第二中学校としても熊本県保健部局及び熊本県教育委員会からの方針等をもとに、新型コロナウイルス感染症の予防・蔓延防止対策のために、当分の間、下記のとおり対応とさせていただきます。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

なお、この対応については今後の感染の広がり等を見ながら適宜見直すことといたします。

記

1 出席停止

- (1) 学校保健安全法19条に基づき、生徒に風邪の症状や37.5度以上の発熱、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）の症状が一つでも見られるときは、無理をせずに自宅で休養するよう指導する。この場合の出席の取扱いは、出席停止とする。
- (2) 生徒の同居者に新型コロナウイルス感染症の陽性反応が確認された場合は、該当生徒は出席停止とする。

2 臨時休業

生徒及び教職員に新型コロナウイルス感染症の陽性反応が確認された場合は、当該生徒及び教職員が最後に登校した日から2週間、学校は臨時休業（休校）とする。

なお、休校の期間中は、外出を避け、自宅待機とし、体調がすぐれない者は、保健所や医療機関へ相談や受診をする。

3 その他の対応

- (1) 臨時休業（休校）中に卒業式がある場合は、式は延期または中止とする。
- (2) 部活動については、対外試合等（練習試合を含む）は当分の間（今年度内を目途）自粛する。
- (3) 学年末PTA等の多数の保護者等が集まる校内行事等については、実施しない。

4 予防対策（生徒に心掛けてほしいこと）

※保健便り「Health First」参照のこと

- (1) 人混みを避ける。（休日等に出かけるときは注意を）
- (2) 外出時はマスクを着用する。
- (3) うがいと手洗いを励行する。
- (4) 咳エチケットを心掛ける。
- (5) 発熱等の症状がみられたときは、無理せず自宅で休養する。

裏面もご覧ください

5 その他

- (1) 出席停止に該当する場合には、速やかに学校まで連絡をお願いいたします。
- (2) 臨時休業になった場合には、緊急連絡網、ホームページ及び安心安全メールで連絡いたします。

また、状況によっては、授業の途中で、帰宅させることもあります。

- (3) 新型コロナウイルス感染症を理由とした思い込みや偏見からくる差別等がないようご配慮をお願いいたします。